

第3回レクシアオンラインセミナー

意匠法改正 結局どうなるの？

知らないで大損！改正意匠法の使い方

2020年 5月12日配信開始（約70分）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊所では、2011年1月の事務所設立以降、企業の知財部、法務部の皆様に最新の実務情報を提供させていただくため、定期的にセミナーを開催させていただいておりましたが、本年4月8日に新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言は発出された現状に鑑み、この度、新たな試みとして、オンラインセミナーを開催させていただくことに致しました。

第3回目は、「意匠法改正 結局どうなるの？ 知らないで大損！改正意匠法の使い方」とのテーマで、弊社代表パートナーの松井宏記弁理士の講義を配信させていただきます。

意匠法改正項目の中でも、需要が大きいのは、「空間デザイン（建築物・内装）」と「関連意匠」でしょう。本年4月1日の改正法施行後（一部除く）、弊社でも改正法対象案件の出願を代理していく中で気づいたこともあります。今回の講義では、ざっくばらんに、「空間デザイン（建築物・内装）」と「関連意匠」の制度内容と実務上の話を豊富な事例をもとにご説明致します。また、「空間デザイン（建築物・内装）」については商標でも保護可能ですし、立体商標と意匠との使い分けについてもご説明致します。

日々、外出もできず、不安な日々をお過ごしの方も多いかと思いますが、こんなときだからこそ少しでも前向きな気持ちで、新しい知識を吸収していただければ幸いです。

本セミナーは、弊社にて事前収録をしたものを、動画配信サイトに限定公開する方式で開催させていただきますので、ご都合のよいお時間にご視聴いただけます。

謹白

セミナーのお申込みについて

【配信期間】

2020年5月12日から2か月程度

【セミナー申込方法】

以下のウェブサイトアクセスいただき、お申し込みください。お申込みいただいた方に、動画配信サイト及び配付資料のURLをご連絡させていただきます。

<https://39auto.biz/lexia/touroku/entryform14.htm>

【参加料】 無料（企業の知財関係者、法務関係者対象）

【主催】

レクシア特許法律事務所（大阪市北区中之島6-2-40 中之島インテス21階）